

「災害と人権」について 考えてみませんか？

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、最大震度7という激しい揺れと大津波によって多くの命を奪い、多くのまちに甚大な被害をもたらしました。2024年は、1月に能登半島地震が発生し、8月の日向灘を震源とする地震では、気象庁から初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。

新居浜市においては、2004年（平成16年）8月18日の台風15号、9月29日の台風21号の影響による集中豪雨のため、これまでに経験したことのないような土砂崩れや浸水被害が起きました。

今回は、災害が起こった時の人権問題について考えてみましょう。

災害時における人権について

災害に襲われれば、大部分の人は自分のことで精いっぱいになってしまい、他人を思いやる余裕などなくなってしまう。人権侵害にさらされる可能性が高いとされる「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある方」「外国人」等に必要とされる配慮や支援を平常時から考えておき、非常事態時にも「すべての人の人権を守る意識」で行動がとれるよう、備えることが大切です。

女 性

避難所運営等の際、性別にかかわらず、本人の適性に合った役割を担えるようにすることが大切です。また、妊産婦の方には、より一層の配慮が必要です。

こ ど も

災害発生時、大人以上に動揺したり、状況に応じた適切な判断が難しいと思われる。安心して過ごせるよう、寄り添っていくことが必要です。

高 齢 者

高齢者の中には、災害発生時に瞬時の判断や行動が難しい方もおられます。また、スマートフォンなどの普及により、情報を入手しやすくなりましたが、非常時に災害情報を入手しにくい方もおられます。日頃からの地域のつながりや、信頼できる関係を築いておくことが大切です。

障がいのある方

障がいの種類や程度に合わせて、必要な支援を考えることが大切です。見た目だけではわからない障がいのある方がおられることも、理解しておかなければなりません。

外 国 人

日本に住んでいても、日本語に不慣れな方もおられます。わかりやすい日本語を使い、しっかりと情報を伝えることが大切です。

新居浜市避難所運営マニュアルは
こちらからご覧ください（令和7年7月時点）



共助の意識を高めましょう

防災対策や災害対応では、「自助（じじょ）」「共助（きょうじょ）」「公助（こうじょ）」という考え方があり、この3つが連携することが重要です。

自助・・・自分や家族の身の安全を守ること

共助・・・隣近所や地域単位で安全を守ること

公助・・・行政による救助、支援のこと

「共助」は、日々の暮らしの中でも大切なことであり、「共助」の意識を高めるには、人に対する思いやりの気持ちを持つことが重要です。



人権について考えてみませんか？

災害時という非日常の中では、通常の生活では感じたことのないような強いストレスや不安を感じる場面があるかもしれません。その矛先を周囲の人に向けてしまい、誰かを傷つける可能性もあります。

過去の災害時には、デマ（偽・誤情報）により、多くの人の不安があおられ、救援活動に支障をきたした例もあります。

どのような状況の中でも、自分の人権が尊重されるとともに、相手の人権を尊重して行動することが大切です。そのためには、日頃から人権意識を高めておくことが必要です。

毎年、7月から11月頃までの間、「地区別人権教育市民講座」を開催しています。地区によって講座の内容は異なりますが、災害と人権をテーマに開催する地区もございます。お住まいの地区の講座が既に終了していたり、都合が合わない場合は、ほかの地区への参加も可能です。ぜひ気軽にご参加ください。

～「地区別人権教育市民講座」に参加された方の感想～

- ・災害発生時に起こる人権問題について、詳しく教えていただいた。新居浜市では、人権問題にも配慮した避難所運営マニュアルが作られていることを初めて知った。普段の生活で人権を大切にしていくことが、災害時の人権に配慮した言動につながることが分かった。
- ・災害時など、非常時に現れる人権侵害は、社会問題を映し出しているという言葉が印象に残った。日頃から人権意識を高めていかなければならないし、「共助」の中に人権の意識・視点をもつことが必要だということを学んだ。



講座の日程等は
こちらへ



地区別人権教育市民講座の様子（令和6年度）

～危機管理課より～

マイナンバーカード等を用いた避難所への避難登録について

今までは、指定避難所での避難受付は、避難者カード（受付用紙）への記入のみで対応していましたが、今後は、マイナンバーカードやスマートフォンを使って簡単に避難登録ができます（両方ともお持ちでない方は従前どおり受付用紙にて受付します。）。

避難所への持参物



マイナンバーカード

避難登録の際に必要です。

または



スマートフォン

避難所に掲示されているQRを読み込み、避難登録を行います。

詳しくはこちらへ

（令和7年7月時点）



あらゆる垣根をこえて、
あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市を
ともに作りましょう！

人権相談のご案内

- 人権相談（法務省）「みんなの人権110番」 電話 0570-003-110
<https://www.jinken.go.jp>
- 愛媛県人権啓発センター 電話 089-941-8037
- 新居浜市市民環境部人権擁護課 電話 0897-65-1243